

○鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則

平成22年12月24日

規則第61号

改正 平成27年7月3日規則第26号

改正 令和3年3月26日規則第4号

鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則をここに公布する。

鹿児島県食の安心・安全推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県食の安心・安全推進条例（平成22年鹿児島県条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(自主回収の報告)

第3条 条例第20条第1項の規定による報告は、自主回収着手報告書（別記第1号様式）を提出することにより行わなければならない。

(平27規則26・一部改正)

(自主回収の終了の報告)

第4条 条例第20条第4項の規定による報告は、自主回収終了報告書（別記第2号様式）を提出することにより行わなければならない。

(委員長及び副委員長)

第5条 条例第22条第1項に規定する委員会（以下「委員会」という。）に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 前3条に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成27年7月3日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第4号）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）（平27規則26・一部改正）

（表面）

年 月 日	
鹿児島県知事 殿	住所 氏名 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名〕
自主回収着手報告書	
生産をした食品について、自主的な回収に着手したので、鹿児島県食の安心・安全推進 条例第20条第1項の規定により下記のとおり報告します。	
回収をする食品の商品名 (名称)	
回収をする食品を特定す る情報 〔形態、容量、消費期限、 賞味期限、表示事項等〕	
回収をする食品の出荷(販 売)年月日、出荷先(販売 店)の名称及び所在地並 びにその数量	
回収に着手した年月日	年 月 日

(裏面)

生産が行われた事業所の名称及び所在地	
回収の理由	1 回収の理由（該当する□にレ印を付する。） <input type="checkbox"/> 鹿児島県食の安心・安全推進条例第20条第1項第1号に該当するもの <input type="checkbox"/> 鹿児島県食の安心・安全推進条例第20条第1項第2号に該当するもの 2 具体的な内容 ()
回収に至った原因	
回収の方法等 (回収方法, 回収情報の周知方法, 問合せ先, 回収品の保管場所, 回収終了予定等)	
想定される健康への影響	
担当者所属部署及び担当者名	電話番号
備考	

注1 回収をする食品の表示事項, 当該食品の写真があれば添付してください。

2 「回収をする食品の出荷(販売)年月日, 出荷先(販売店)の名称及び所在地並びにその数量」欄については, その記載事項の全てを記載することができないときは, 同欄に「別紙のとおり」と記載し, 別紙を添付してください。

3 「回収に至った原因」欄については, その原因が不明な場合は, その旨を記入してください。

第2号様式（第4条関係）

（表面）

年 月 日	
鹿児島県知事 殿	
住所	
氏名	
【法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名】	
自主回収終了報告書	
年 月 日に報告した、下記の食品の自主的な回収については、終了した ので、鹿児島県食の安心・安全推進条例第20条第4項の規定により下記のとおり報告し ます。	
回収をした食品の商品名 (名称)	
回収の終了年月日	年 月 日
回収をした食品の数量	

(裏面)

回収に至った原因	
再発防止のために講じた措置	
回収をした食品の保管場所及び処分等の方法	
処分等を行う予定時期	
担当者所属部署及び担当者名	電話番号

注1 「回収をした食品の数量」欄については、複数のロット（一の期間内に一連の工程により均質性を有するように生産をされた食品の一群をいう。以下同じ。）がある場合は、ロットごとの数量を記入してください。

2 「回収に至った原因」欄については、自主回収着手報告書の提出後に新たに判明したもののついて記入してください。

